

令和元年6月5日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K13621

研究課題名（和文）現代国際法における「武力紛争が条約に及ぼす効果」

研究課題名（英文）The Effect of Armed Conflict on Treaties in Contemporary International Law

研究代表者

若狭 彰室（WAKASA, Amuro）

立教大学・法学部・助教

研究者番号：00780123

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、国際法上、戦争・武力紛争の条約に対する効果は、なぜ（法的根拠）、どのように（法的構成）、生じるのかという観点から、現代国際法における「武力紛争が条約に及ぼす効果」が法的にいかなる問題として捉えられるべきかを検討した。本研究の結論は、現代国際法上の「武力紛争が条約に及ぼす効果」は、武力紛争の事実的ないし非規範的な要素に基づく効果の問題ではなく、武力紛争当事国がその武力行使の法的性質に基づき自らの条約関係に対してとれる措置の問題として捉えるべきである、というものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の具体的な意義は、「武力紛争が条約に及ぼす効果」を巡る多様な解釈論上の争点を検討する上で、当事国の武力行使の法的性質を基礎とする視座が導かれる点にある。すなわち、「武力紛争が条約に及ぼす効果」を、先行研究で示されてきたように戦争・武力紛争の発生それ自体の効果の問題として捉え規則を探求するのではなく、紛争当事国の権利として規律を理論的に明確化する基礎が示される。

研究成果の概要（英文）：This research examined the topic of the “effect of war/armed conflict on treaties” in contemporary international law from the viewpoint of its rationale and legal structure, with the purpose of clarifying the legal framework regulating the various issues concerning the topic.

The conclusion of this study is that the “effect of armed conflict on treaties” under contemporary international law shall be regarded as a matter of measures that a party of an armed conflict may take with regard to its treaty relations based on the legal nature and legality of its use of force, instead of a matter of the effect based on factual or non-normative elements of armed conflict.

研究分野：国際法学

キーワード：条約法 jus ad bellum jus in bello

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

戦争・武力紛争は交戦国の条約の効力・適用可能性に法的影響を与えるものとされてきた。いわゆる「戦争が条約に及ぼす効果」、現代では「武力紛争が条約に及ぼす効果」と呼ばれる主題である。すなわち、戦争又は武力紛争が生じた場合に、紛争当事国の条約関係にいかなる法的効果（無影響、停止、終了）がもたらされるかが問題とされる。本主題は、第2次大戦以前の伝統的国際法の時代から論じられてきた古典的問題であると同時に、現代の国際社会でも、武力紛争の発生と、条約の質・量両面の増加に伴い、その規律が課題となっている。具体的には、近年では、経済的条約の他に、環境保護条約や人権保護条約との関連で議論されている。

もっとも、その具体的規律を巡っては、従来から、国家実行の不一致と学説理論の錯綜が指摘され、本主題は「不明瞭な主題(obsure topic)である」とされてきた。条約を規律する国際法を法典化したとされる1969年のウィーン条約法条約も、第73条で「国の間の敵対行為の発生により条約に関連して生ずる」問題について留保規定を置いている。2011年には、国際連合国際法委員会(ILC)が「武力紛争が条約に及ぼす効果」条文(以下、ILC条文)を採択したが、その規律内容は明確なものとは言い難い。

こうした本主題に関する、20世紀初頭以降に見られる先行研究の伝統的な議論枠組は、戦争・武力紛争が起きた場合に条約の停止・終了の効果が生じ得ることを前提として、いかなる条約にいかなる効果が及ぶかの内容、ないしそれを導く基準を論点とするものである。具体的には、過去の国家実行の調査・整理を通じて、条約類型ごとに効果に規則性があるか、ないしそこに何らかの効果同定基準が見出されるかが検討されてきた。

しかし、こうした従来の検討から得られる成果には、少なくとも次の3点で限界がある。

第1に、現代国際法で定立された武力行使禁止原則が、本主題の規律にいかなる影響を与えるかという問題の存在である。伝統的な議論枠組を前提とした、過去の国家実行からの帰納的な規則の探求のみでは、この点への答えを導くことは困難である。

第2に、現代国際社会で生じている、多様な形態の武力紛争をどう評価するかである。本主題で対象となるのは、伝統的な国際的武力紛争だけなのか、非国際的武力紛争も含まれるのか、非国際的武力紛争といっても越境的な要素が含まれる場合とそうでない場合で異なるのはいか、占領や封鎖はどうなるのか、といった点について、従来の国家実行の検討のみでは明らかとならない。これは、そもそもどのような実行を検討するのかという、理論的に明らかにすべき本主題の射程の問題である。

第3に、条約の類型化については、その法的意義が問われる。そもそも、実行に従った条約の類型化といっても、それが法的規則を示す類型であるのか、単なる事実上の傾向を示すに過ぎないのかは自明ではない。そして、締結される条約の規律事項・性質がますます多様化する今日において、そのような過去の実行から導かれる類型との関係で新たな条約をどう理解し位置付けるべきかも、明らかとならない。

このように、現代国際法における本主題を巡っては、伝統的議論枠組自体の前提をも問う、多様な論点が存在する。そして、こうした諸論点は個別の分断された問題ではなく、その背景には共通の課題があることを指摘できる。すなわち、そもそも本主題はいかなる法的枠組で捉えられる問題なのか—より雑駁に言えば、本主題はどのような性質の法的問題なのか—ということである。本主題を規律する枠組が定まらなければ、様々な論点が相互にどのような関係にあり、解決のためにどのような素材をどのように用いればよいかも不明瞭とならざるを得ないのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以上のような背景から、第2次大戦以前から争われ現在でも未解決と指摘される「武力紛争が条約に及ぼす効果」の問題について、なぜ(法的根拠)、どのように(法的構成)、武力紛争が条約の効力・適用可能性に法的に影響を与えることが認められるのかという観点から、武力行使禁止原則が成立した第2次大戦後における法的規律の枠組を明らかにすることである。より雑駁にまとめれば、本研究の目的は、「武力紛争が条約に及ぼす効果」が現代国際法においていかなる法的問題として捉えられるのかを提示することである。

3. 研究の方法

本研究の方法は以下のようなものである。すなわち、第2次大戦以前の「戦争が条約に及ぼす効果」の法的根拠論を踏まえて、本主題における「武力紛争」の性質は何か、そしてそれは現代国際法における武力規制の構造に照らしていかに評価できるかという観点から、現代国際法における「武力紛争が条約に及ぼす効果」の法的根拠と構成の検討を行う。具体的な検討対象は、第2次大戦以前の学説・実行に加えて、第2次大戦以降の武力紛争・武力行使の際の条約の効力・適用可能性が問題となった複数の国際判例、並びに1950年から1966年にかけてのILCによる条約法法典化作業、1976年から1985年にかけての万国国際法学会(IDI)によるヘルシンキ決議法典化作業、及び2005年から2011年にかけてのILCによる法典化作業である。以上の検討を通じて、伝統的国際法における本主題を巡る議論と、それを前提として展開されてきた判例と法典化作業から導かれる現代における見解の到達点を示し、それに対して理論的な評価を行う。以上を通じて、現代における本主題の法的枠組を実証と理論の両面から検討する。

4. 研究成果

(1) 伝統的国際法時代の「戦争が条約に及ぼす効果」論

まず、伝統的国際法時代の「戦争が条約に及ぼす効果」論の展開は、法的根拠と法的構成の観点からは、次のように整理される。

「戦争が条約に及ぼす効果」を巡る国際法学説は、18世紀から19世紀にかけて見られるようになる。この初期の代表的な「戦争が条約に及ぼす効果」論において、戦争による条約の終了・停止は、先行研究で理解されてきたような無法状態論や国際法の二元的構造に基礎付けられていたわけではなかった。締約国意思又は条約法の一般規則の適用に基づく場合の他は、戦争が自国の権利の防衛・回復のための「行為」であることに基づき、権利防衛の具体的措置の一種として、侵害者の権利を否定することが正当化されていた。すなわち、正当な交戦国の権利として構成され、その帰結として、戦争遂行との両立性が具体的な効果同定基準として唱えられたのである。

他方で、19世紀後半には、戦争を、交戦国が本質的に対等な立場で争う「状態」として捉える見解が有力化する。そこでは、「戦争が条約に及ぼす効果」は、戦争発生による法秩序の転換に伴う問題として捉えられ、戦争発生の当然の帰結として、条約の終了・停止が生じるものと構成された。その具体的な効果の内容については、実行と学説を参照の上、条約の類型化に基づく規則の特定を図る見解が有力であった。

こうした2つのアプローチは、伝統的国際法時代において並存しており、その違いは、同時代において必ずしも明確に認識されていたわけではない。IDIが1912年に採択した、「戦争が条約に及ぼす効果に関する規則」でも両アプローチが混在していた。

その後生じた第1次大戦では、「戦争が条約に及ぼす効果」の根拠の不明性と実行の不統一性が、改めて認識された。それを背景に、戦間期に有力化したのが、「戦争が条約に及ぼす効果」を締約国の意思によって説明する意思理論であった。意思理論は、反対意思が証明されない限り適用される意思推定の解釈原則を措定していた。単なる条約解釈問題に埋没せずに、「戦争が条約に及ぼす効果」が固有の主題とされたのはこのためである。

伝統的国際法時代の「戦争が条約に及ぼす効果」論は、以上のように、複数の本主題の捉え方を提示していた。また、現実にはこれらの理論は必ずしも截然と区別されておらず、実際の議論では混交していた。そして、このことは、現代でも参照される伝統的議論枠組に影響を与えることになった。

(2) 現代国際法における「武力紛争が条約に及ぼす効果」

以上のように、伝統的国際法上の「戦争が条約に及ぼす効果」論は、その法的根拠と法的構成において、一貫していたわけではなかった。その検討からは、「武力紛争が条約に及ぼす効果」の法的根拠と法的構成について、4つの理論を析出することが可能である。

第1に、紛争当事国の武力行使の法的性質を根拠とした、紛争当事国の権利の問題として構成する理論（行為基底の理論）。第2に、戦争・武力紛争が、紛争の全当事国を対等な立場に置く特別な状態であることを前提として、その存在の客観的な法的効果として構成する理論（状態基底の理論）。第3に、締約国の意思の効果に解消する理論（意思理論）。第4に、条約法の一般規則、とりわけ事情変更と後発的履行不能の法理の適用である。

これらのうち、条約法上の一般規則は、武力紛争法の排他性を前提としない限り、武力紛争中の適用を妨げられない。また、締約国は原則として条約関係を自由に設定できることから、締約国の意思に基づく武力紛争の効果があり得ることも否定されない。問題となるのは、それらに解消されない、一般国際法上の固有の「武力紛争が条約に及ぼす効果」の規律である。法的根拠の異なる固有の規律の妥当性が肯定されるのであれば、本主題は締約国意思の効果と条約法の一般規則の適用問題には解消されないことになる。

この点で、一般国際法上の固有の問題として「武力紛争が条約に及ぼす効果」を捉える理論は、行為基底の理論と状態基底の理論である。伝統的国際法時代の状態基底の理論は、先行研究において有力な伝統的議論枠組に強い影響を与えていることが確認できる。しかし、問題は、そうした過去の状態基底の理論から、現代国際法において「状態」としての武力紛争が条約を終了・停止させる法的根拠は汲み出し難い、ということである。武力行使禁止原則が実定法上確立した現代国際法では、「武力紛争」の当事国は当然に規範的に対等な立場ではないからである。したがって、少なくとも規範論理的には、現代において状態基底の理論が妥当する根拠は、不明瞭であると言わざるを得ない。これに対して、行為基底の理論は、法的根拠が明確であり、武力行使禁止原則を基礎とする現代の武力規制構造と整合的であると理論的には評価できる。

以上を踏まえて、第2次大戦以降の法典化作業と国際判例を通観すると、行為基底の理論と状態基底の理論のいずれを採用するかは統一されていないことが分かる。しかし、状態基底の本主題の法的構成が支持されることがあっても、その根拠は専ら伝統的国際法時代の議論を前提とした学説であり、現代における妥当根拠は曖昧なままに留まっていると評価せざるを得ない。ICJの判例は、むしろ状態基底の本主題の規律を積極的に否定するものと理解可能である。そして、20世紀後半、武力行使禁止原則の意義が重視される中で、IDIの法典化作業は行為基底の本主題の規律を採用した。これに対して、ILCが行った「武力紛争が条約に及ぼ

す効果」法典化作業は、当初は特別報告者 Brownlie が意思理論に依拠していたが、審議を通じて修正された。2011 年に採択された ILC 条文の枠組を巡っては複数の解釈の余地がある。すなわち、条約法の一般規則の帰結及び締約国意思による規律に加えて、状態基底の理論と行為基底の理論の双方を認めたのか、それとも行為基底の理論のみを認めたのか、という 2 つの解釈である。この点、条文の趣旨が明確となり、より運用が容易なのは、後者の解釈である。

こうした ILC 条文の解釈が、実定国際法として国際社会に定着するかは、今後の実行の展開を待つ外ない。しかし、伝統的な学説の展開と、それを前提とする第 2 次大戦後の判例と法典化作業を、現代における武力規制の構造に照らせば、少なくとも理論的には、現代国際法上の「武力紛争が条約に及ぼす効果」は、武力紛争当事国がその武力行使の法的性質に基づき自らの条約関係に対してとれる措置の問題として捉え規律すべきこと（行為基底の理論）が導かれる。

(3) 検討の意義

以上のように、本研究では、現代国際法においては、行為基底の理論と呼べる理論から導かれる枠組に基づき、「武力紛争が条約に及ぼす効果」の規律を検討すべきことが導かれた。こうした本研究は、あくまで現代の本主題を巡る解釈論の基礎となる理論的な研究に留まるが、その意義は、次のようにまとめられる。

第 1 に、本主題を、先行研究において提示されてきたような、戦争・武力紛争の存在それ自体の効果の問題として理解しなければならない理由は、現代の国際法の構造のみならず、歴史的展開に照らしても、ないということである。このことは、21 世紀においても、武力紛争の存在それ自体に基づき条約の効力を否定する仲裁事例が存在することに照らせば、なお強調する意義が認められるだろう。

第 2 に、第 1 の点と関連して、武力紛争によって条約が終了・停止するという現象は、単一の法規範の効果として捉える必然性はないということである。いわば複層的な構成の存在である。特定の事実に対して、複数の法規範が重複的に適用可能であることは、本主題に限ったことではない。したがって、この指摘それ自体に新奇性はない。しかし、このことは、本主題の検討において、国家実行を分析する際には、必ずしも十分に踏まえられてこなかった。戦争・武力紛争が生じた際に条約の終了・停止が認められたという現象につき、それが条約内在的な根拠から生じた効果なのか、一般国際法上の効果であるとして、条約法の一般規則の適用によるものなのか、それとも固有の規範の効果なのかの区別が常に明確になされてきたわけではない。国家実行の分析においては、本主題の複層性を踏まえ、いずれの法規範の実行として評価すべきか注意深く検討すべきである。

第 3 に、以上のような区別をした上で、条約法の一般規則に解消されない、「武力紛争が条約に及ぼす効果」に固有の規範をどう考えるかにつき、本研究では、武力紛争当事国がその武力行使の法的性質に基づき自らの条約関係に対してとれる措置の規律という、行為基底の理論から導かれる法的枠組を提示した。実定国際法としての地位は必ずしも明らかではなく、多分に立法的要素を含む提示であるが、ヘルシンキ決議と ILC 条文という 2 つの法典化作業の成果とも整合的であり、その理論的な妥当根拠は現代の武力規制構造に求められる。

このような法的枠組は伝統的議論枠組と大きく異なる。伝統的議論枠組においては、本主題が戦争・武力紛争それ自体の効果として観念され、その効果につき、両当事国で差異がないことに加え、戦争・武力紛争の個別具体的な背景は捨象された。これに対して、行為基底の理論によれば、当該武力紛争をいかなる正当化事由で行っているかに応じて、当事国が条約に対してとれる措置の内容が異なり得るという帰結が導かれる。例えば、自衛権の行使である場合と、国連安保理の決定に基づく集団的安全保障措置である場合では、条約への効果を生じさせるのが権利なのか義務なのかといったように、内容が異なり得る。また、違法な武力行使を行っている当事国には、そもそも条約の効力・適用可能性を変える権利は与えられないと考えられる。さらに、条約を終了・停止させる手続についても、例えば自衛の場合には厳格な手続を要しないといったような、武力行使の法的性質を考慮する余地が生まれる。

このように、本主題を武力行使の法的性質に応じた紛争当事国の権利義務の問題として捉えることで、「武力紛争が条約に及ぼす効果」を巡る諸論点の検討につき、伝統的議論枠組に依拠する先行研究とは異なる方向性が示される。

(4) 今後の課題

今後の課題としては、何よりもまず、本研究で示した理論枠組を前提とした、本主題の具体的な規律の検討を進めることが挙げられるが、それは ILC 条文を前提とした今後の実行の展開を観察していく必要がある。

他方で、関連する理論的問題としては、特に以下のものが挙げられる。第 1 に、本研究で示された理論枠組が、条約の終了・停止と区別されるところの内容確定 = 解釈の側面において、いかなる意義を有するかの検討である。具体的には、武力行使の規制及び武力紛争法の存在が、武力紛争時に適用される条約規範の内容にいかなる影響を与えるかである。武力紛争と条約の関係という点で、本研究と密接に関わる問題である。とりわけ、裁判手続の整備が進む投資協定と人権保護条約について、かかる内容確定における武力紛争の影響の検討の意義は大きいと考えられる。第 2 に、本研究では十分に検討を進めることができなかった、関連する他の制度、

とりわけ国家責任法との関係の検討である。いわゆる違法性阻却事由との関係で、条約の終了・停止がいかなる固有の意義を持つかは、本主題全体の国際法上の位置付けと関わる問題と言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

若狭彰室, 国際法における禁反言法理に基づく法形成, 国際立法研究会, 2019年
若狭彰室, 「武力紛争が条約に及ぼす効果」の法理論, 国際法80研究会, 2018年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

若狭彰室「武力紛争が条約に及ぼす効果」の法理論」博士学位論文(東京大学)(2018年11月), 1-225頁。

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2) 研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。